



2019年8月8日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)  
代 表 者 名 代表取締役社長 福富 正人  
(コード番号 1719 東証第1部)  
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション部長 飯田 勉  
(TEL. 03 - 6234 - 3699)

## 当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の継続 および追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員へのインセンティブプランとして2016年より導入している株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）である「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」といいます。）の継続および本制度に対する金銭の追加拠出について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、当社取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした、会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い報酬制度である本制度の継続を実施いたします。
- (2) 本制度は、取締役等に対する株式報酬制度であり、各事業年度の役位および業績目標の達成度等に応じた当社株式等を役員報酬として交付等を行う制度です。

なお、本制度の概要につきましては、2016年5月11日公表の「当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について（詳細決定）」をご参照ください。

#### 2. 本制度の継続後の概要について

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みのBIP信託の信託期間を延長するとともに、本制度の対象期間について所要の更新が行われますが、以下に記載する内容を除き、2016年に設定した本制度の内容を維持します。

##### (1) 信託期間の延長、追加信託および延長時における残存株式および金銭の承継

2016年に設定した信託の対象期間（2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）が満了したため、信託期間の延長および追加信託を行うことにより、本制度にかかる信託期間を3年間（2019年9月1日から2022年9月20日まで）延長し、本制度を継続的に実施します。また、信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を延長後のBIP信託に承継します。

(2) 対象期間

本制度の継続後の対象期間は、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

●信託契約の変更ならびに追加拠出に伴う内容

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| ① | 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託   |
| ② | 信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③ | 委託者     | 当社  |
| ④ | 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                   |
| ⑤ | 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を充足する者  |
| ⑥ | 信託管理人   | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者                                       |
| ⑦ | 信託契約日   | 2016年8月8日(2019年8月に信託期間延長のため変更予定)                              |
| ⑧ | 信託の期間   | 2016年8月8日～2019年9月20日<br>(2019年8月の信託契約の変更により、2022年9月20日まで延長予定) |
| ⑨ | 制度開始日   | 2016年9月1日   |
| ⑩ | 議決権行使   | 議決権は行使しないものとします。  |
| ⑪ | 取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫ | 取得株式の総額 | 64百万円(予定)   |
| ⑬ | 株式の取得方法 | 株式市場より取得  |
| ⑭ | 株式の取得時期 | 2019年8月15日～2019年9月20日(予定)                                     |
| ⑮ | 帰属権利者   | 当社  |
| ⑯ | 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。        |

以 上